

令和 7 年第 1 回

久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

令和 7 年 2 月 1 9 日

## 令和7年第1回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

1 招集年月日 令和7年2月19日（水）

2 招集場所 久留米広域消防本部 4階 屋内訓練室  
(久留米市東櫛原町999番地1)

3 出席議員 (18名)

|     |    |    |   |
|-----|----|----|---|
| 1番  | 吉富 | 巧  | 君 |
| 2番  | 秋永 | 峰子 | 君 |
| 3番  | 塚本 | 弘道 | 君 |
| 4番  | 後藤 | 敬介 | 君 |
| 5番  | 石井 | 秀夫 | 君 |
| 6番  | 石井 | 俊一 | 君 |
| 7番  | 佐藤 | 晶二 | 君 |
| 8番  | 遠藤 | 博昭 | 君 |
| 9番  | 古賀 | 寿典 | 君 |
| 10番 | 井上 | 勝彦 | 君 |
| 11番 | 新原 | 善信 | 君 |
| 12番 | 大場 | 美紀 | 君 |
| 13番 | 江藤 | 芳光 | 君 |
| 14番 | 組坂 | 公明 | 君 |
| 15番 | 高橋 | 直也 | 君 |
| 16番 | 野瀬 | 繁隆 | 君 |
| 17番 | 古賀 | 知文 | 君 |
| 18番 | 益田 | 隆一 | 君 |

4 欠席議員 (0名)

5 地方自治法第121条に基づく出席者

### 【執行部】

|       |    |    |   |
|-------|----|----|---|
| 組合長   | 原口 | 新五 | 君 |
| 副組合長  | 江藤 | 義行 | 君 |
| 副組合長  | 加地 | 良光 | 君 |
| 副組合長  | 権藤 | 英樹 | 君 |
| 副組合長  | 中山 | 哲志 | 君 |
| 副組合長  | 広松 | 栄治 | 君 |
| 会計管理者 | 白石 | 浩之 | 君 |

### 【事務局】

|              |       |   |
|--------------|-------|---|
| 事務局理事        | 松野 誠彦 | 君 |
| 事務局長(兼)事務局次長 | 久次美和子 | 君 |
| 総務主査         | 佐藤 昌和 | 君 |

### 【消防本部】

|               |       |   |
|---------------|-------|---|
| 消防長           | 黒岩 竹直 | 君 |
| 消防次長          | 服部 辰典 | 君 |
| 久留米消防署長       | 仲 賢一郎 | 君 |
| 三井消防署長        | 出利葉 操 | 君 |
| 浮羽消防署長        | 佐藤 勝徳 | 君 |
| 三潞消防署長        | 北川 英二 | 君 |
| 大川消防署長        | 津村 道彦 | 君 |
| 総務担当次長(兼)総務課長 | 土居 豊彦 | 君 |
| 人事研修課長        | 長谷 義  | 君 |
| 予防課長          | 橋本 秀一 | 君 |
| 救急防災課長        | 村田 康裕 | 君 |
| 救急防災課救急主幹     | 権藤 明夫 | 君 |
| 情報指令課長        | 上野 卓慈 | 君 |

## 6 議事日程

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 諸般の報告

日 程 第 4 第 1 号議案 久留米広域市町村圏事務組合職員給与条例等の一部  
を改正する条例制定の専決処分について

日 程 第 5 第 2 号議案 令和 6 年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特  
別会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 6 第 3 号議案 令和 7 年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計予  
算

日 程 第 7 第 4 号議案 令和 7 年度久留米広域市町村圏事務組合小児救急医  
療支援事業特別会計予算

日 程 第 8 第 5 号議案 令和 7 年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計予算

日 程 第 9 第 6 号議案 財産（水槽付き消防ポンプ自動車）の取得の一部変更について

日程第 1 0 第 7 号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第 1 1 第 8 号議案 久留米広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任について

＝午後３時２７分開会＝

---

◎ 開 会

○議長（吉富巧君） それでは、只今から、令和７年第１回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

---

◎ 日程第１ 会議録署名議員の指名について

○議長（吉富巧君） これより本日の会議を開きます。

まず、日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

１４番、組坂 公明議員、１５番、高橋 直也議員を指名いたします。

---

◎ 日程第２ 会期の決定について

○議長（吉富巧君） 次に、日程第２、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日１日間としたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日１日間と決定いたしました。

---

◎ 日程第３ 諸般の報告

○議長（吉富巧君） 次に、日程第３、諸般の報告をいたします。

組合長から議案とともに送付されました、報告第１号の報告が行われております。

以上の報告について質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

それでは、これをもって諸般の報告を終わります。

---

◎ 日程第４ 第１号議案

○議長（吉富巧君） 次に、日程第４、第１号議案「久留米広域市町村圏事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例制定の専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君） 皆様、こんにちは。

本日、ここに令和７年第１回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中に、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から当組合行政の推進に格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

ここで、皆様ご承知のとおりではございますが、９月に行われた大川市長選挙

において、江藤市長がご当選され、当組合の副組合長に就任をされましたのでここにご報告させていただきます。

本日は、事前にお配りしております議案に加えて、公平委員会委員の選任議案を提出させていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、第1号議案「久留米広域市町村圏事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例制定の専決処分について」、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和6年度の人事院勧告等を踏まえた職員給与の改定を行うにあたり、緊急を要したため、専決処分をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、提案理由の説明にかえさせていただきます。

何卒、ご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉富巧君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第1号議案を、承認することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案は、承認されました。

---

## ◎ 日程第5 第2号議案

○議長（吉富巧君）次に、日程第5、第2号議案「令和6年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第2号議案「令和6年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由をご説明申し上げます。

本件は、令和6年度当初予算に計上している車両整備事業の一部について、予算成立後の事由により年度内に支出が完了しない見込みとなりましたので、繰越明許費を設定するものです。

何卒、ご審議のうえ、満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉富巧君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第2号議案を、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第2号議案は、原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第6 第3号議案

◎ 日程第7 第4号議案

◎ 日程第8 第5号議案

○議長(吉富巧君) 次に、日程第6、第3号議案「令和7年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計予算」から、日程第8、第5号議案「令和7年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計予算」までの3件は、いずれも当組合の新年度予算でありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長(原口新五君) 第3号議案から第5号議案までの提案理由について、一括して説明を申し上げたいと思います。

まず、第3号議案の令和7年度一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額が、前年度と比較いたしまして1.2パーセント減の2,370万2千円を計上いたしております。

次に、第4号議案の令和7年度小児救急医療支援事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額が、3,435万8千円を計上いたしております。

次に、第5号議案の令和7年度広域消防特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額が、前年度と比較いたしまして109.8パーセント増の109億7,000万円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきますので、議員の皆様方には、ご理解の上、ご審議をいただききたいと思っております。

○議長(吉富巧君) 提案理由の説明が終わりました。

それでは、これより担当者からの説明を求めます。

○事務局長(久次美和子君) 議長。

○議長(吉富巧君) 久次事務局長。

○事務局長(久次美和子君) 事務局の久次でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和7年度各会計予算について、ご説明申し上げます。

私からは、事務局が所管いたします、一般会計及び小児救急医療支援事業特別会計予算につきまして、予算に関する説明書を用いてご説明いたします。

まず、一般会計予算についてでございます。

予算に関する説明書の3ページをお願いいたします。

歳入につきまして、1款1項1目 市町負担金 2,070万円は、事務局の経常的経費に係る構成市町負担金で、内訳は、事務費相当額 450万円、人件費相当額 1,620万円でございます。

5ページをお願いいたします。

3款1項1目 繰越金 300万円は、前年度からの繰り越し見込み額を計上いたしております。

次に、歳出でございます。

7ページをお願いいたします。

1款1項1目 議会費 192万6千円は、議会運営に係る経費で、18名分の議員報酬がその主なものでございます。

8ページをお願いいたします。

2款 総務費は、事務局運営に係る経常的経費でございます。1項1目 一般管理費は、1,898万9千円を計上しております。

内訳の主なものとして、2節 給料 73万2千円は、正副組合長6名分の給料でございます。

10節 需用費 76万5千円は、事務用品等の消耗品費 27万1千円、議案書等の印刷製本費 44万1千円が主なものでございます。

11節 役務費 32万9千円は、電話回線使用料等の通信運搬費が主なものでございます。

13節 使用料及び賃借料 38万6千円は、公用車リース料が主なものでございます。

18節 負担金補助及び交付金 1,650万円は、事務局派遣職員の派遣元であります久留米市に対する人件費負担金でございます。

9ページをお願いいたします。

2項1目 文書広報費 7万1千円は、附属機関であります情報公開個人情報保護審査会委員7名分及び情報公開個人情報保護審議会委員5名分の委員報酬が主なものでございます。

3項1目 公平委員会費 2万5千円は、公平委員会委員3名分の委員報酬が主なものでございます。

4項1目 監査委員費 19万1千円は、監査委員2名分の委員報酬が主なものでございます。

11ページをお願いいたします。

3款 予備費は、250万円を計上いたしております。

続きまして、小児救急医療支援事業特別会計予算について、ご説明いたします。

17ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目 市町負担金は、2,645万6千円を計上



しております。

内訳は、構成市町負担金 2, 1 2 1 万 6 千円、近隣市町協力金は、鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町、吉野ヶ里町、柳川市及びみやま市からの合計 5 2 4 万円でございます。

1 8 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目 衛生費県補助金 6 4 0 万 2 千円は、福岡県からの当事業に対する救急医療施設運営費補助金でございます。

1 9 ページをお願いいたします。

3 款 繰越金 1 5 0 万円は、前年度からの繰り越し見込み額を計上しております。

次に、歳出でございます。

2 0 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目 小児救急運営費は、事業に要する経費でございまして、1 節 報酬 8 万 8 千円は、運営委員会委員 8 名分の委員報酬でございます。

1 0 節 需用費 2 6 万 1 千円は、久留米広域小児救急センター周知のためのポスター及びチラシの印刷製本費 2 5 万円が主なものでございます。

1 8 節 負担金補助及び交付金 3, 2 4 8 万 4 千円は、小児救急センター運営に係る医師や看護師の人件費等として久留米医師会及び聖マリア病院に対する補助金並びに小児科医研修事業費として久留米大学に対する補助金として交付するものでございます。

内訳は、久留米医師会 2, 0 5 1 万 5 千円、聖マリア病院 9 9 6 万 9 千円、久留米大学 2 0 0 万円でございます。

2 1 ページをお願いいたします。

2 款 予備費は、1 5 0 万円を計上いたしております。

私からは以上でございます。

○総務担当次長（土居豊彦君）議長。

○議長（吉富巧君）土居総務担当次長。

○総務担当次長（土居豊彦君）消防本部総務担当次長の土居でございます。

令和 7 年度広域消防特別会計予算について説明させていただきます。

それでは予算に関する説明書 2 7 ページをお願いいたします。

まず、歳入予算です。

1 款 分担金及び負担金、1 項 1 目 市町負担金 4 6 億 9, 6 2 1 万 1 千円は、当消防本部を構成する 4 市 2 町からの負担金です。

このうち 1 節 経常経費負担金 4 3 億 3, 7 5 9 万 8 千円は、人件費や物件費、筑後地域消防指令センターの運営経費などの経常的経費に係るものです。

2 節 特別負担金 3 億 5, 8 6 1 万 3 千円は、退職手当や投資的経費など、特定の経費に係るものです。

2 目 指令事務負担金 3 4 億 1, 1 0 7 万 4 千円は、筑後地域消防指令センターの運営及び指令システム等機器更新事業分として、当消防本部以外の 6 消防本部から収入する負担金が主なものです。

28ページをお願いします。

2款 使用料及び手数料のうち、1項1目 施設使用料 82万円は、自動販売機、電柱等の設置に係る行政財産使用料です。

2項1目 消防手数料 423万円は、危険物許認可検査手数料が主なものです。

29ページの3款 国庫支出金、30ページの4款 県支出金は、科目存置としてそれぞれ1千円を計上しています。

31ページをお願いします。

5款 財産収入のうち、1項 財産売払収入 400万円は、廃棄車両4台分の売却収入です。

2項 財産運用収入 2万円は、広域消防財政調整基金利子です。

32ページをお願いします。

6款 繰入金、1項1目 財政調整基金繰入金は、財源調整のため2億円を計上しています。

33ページをお願いします。

7款 繰越金は、1億円を計上しています。

34ページをお願いします。

8款 諸収入のうち、2項1目 雑入 2,284万2千円は、消防救急無線デジタル化整備事業等への市町村振興協会助成金 1,735万3千円が主なものです。

35ページをお願いします。

9款1項1目 消防債 25億3,080万円は、消防車両や消防庁舎、指令システム等の施設整備事業の財源として、起債するものでございます。

続いて、歳出予算です。

36ページをお願いします。

1款1項1目 常備消防費は、消防本部及び消防署所の事務や活動に要する経費でございまして、44億887万1千円を計上しております。

内訳の主なものとして、1節 報酬 2,275万1千円は、会計年度任用職員11名分が主なものです。

2節 給料から4節 共済費は、消防職員450名分の人件費が主なものです。

8節 旅費 1,463万3千円は、県消防学校及び消防大学校への入校旅費が主なものです。

10節 需用費 1億7,978万8千円は、消防救急救助活動等に使用する消耗品費のほか、消防車両等の燃料費、消防署所の光熱水費、車両や庁舎設備等の修繕料が主なものです。

11節 役務費 3,670万1千円は、電話や指令回線等に係る通信運搬費や救急業務に係る医師の指示手数料、資機材点検等の手数料が主なものです。

12節 委託料 1億1,476万2千円は、庁舎清掃や庁舎設備等の保守、職員の健康診断、事務用機器や救急資機材等の保守に係る委託料が主なものです。

13節 使用料及び賃借料 1,904万4千円は、消防署所の下水道使用料及びパソコン等の事務用機器借上料が主なものです。

37ページをお願いします。

17節 備品購入費 1,190万4千円は、災害現場で使用する資機材の購入費が主なものです。

18節 負担金補助及び交付金 3,043万6千円は、県消防学校及び消防大学校への入校負担金、救急救命士4名の養成に係る研修負担金が主なものです。

38ページをお願いします。

1款1項2目 消防施設費は、消防庁舎や消防車両等の整備に要する経費でございまして、8億2,091万7千円を計上しております。

内訳の主なものとして、14節 工事請負費 6億3,448万7千円は、三井消防署新庁舎建設及び三井出張所の非常用発電設備改修に係るものです。

17節 備品購入費 1億7,545万8千円は、水槽付き消防ポンプ自動車1台、高規格救急自動車2台の購入費が主なものです。

39ページをお願いします。

1款1項3目 消防指令センター費は、筑後地域消防指令センターの運営に係る経常経費や共同整備している指令システムやデジタル無線等の計画的な全面更新に要する経費でございまして、52億8,740万4千円を計上しております。

内訳の主なものとして、10節 需用費 1,903万6千円は、指令センター庁舎や中継基地局の光熱水費が主なものです。

11節 役務費 2,446万9千円は、通信指令に係る専用回線や119番通報場所を瞬時に把握するための発信地表示システム等に係る通信運搬費が主なものです。

12節 委託料 50億9,365万4千円は、指令センター並びに筑後地域7消防本部の署所等42箇所及び無線基地局6箇所の機器等を全面更新する経費として、49億8,164万円を計上しているほか、指令センターの庁舎清掃や庁舎設備、指令システム等の保守費用が主なものです。

14節 工事請負費 1億4,500万円は、全面更新に伴う指令センター庁舎の改修に係るものです。

41ページをお願いします。

2款1項 公債費の1目 元金 4億1,375万円及び2目 利子 905万8千円は、庁舎、車両等の消防施設整備に係る財源として発行した組合債の元利償還金でございます。

42ページをお願いします。

3款 予備費は、3,000万円を計上しています。

以上、歳入歳出総額109億7,000万円です。

簡単ではございますが、以上で広域消防特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉富巧君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（石井秀夫議員が手を挙げる）

○議長（吉富巧君） 5番、石井秀夫議員。

○5番（石井秀夫君）はい、みなさんこんにちは。

私は、久留米市議会から参加をさせていただいております、5番の石井秀夫です。

また、今日は、2項目にわたってお尋ねをしていきたいと思います。

1つ目ですが、4年前にも同様の内容で質問提案をさせていただきましたけれども、今一度お尋ねをいたします。

消防団との連携についてお尋ねをいたします。

国は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定がなされて10年が経過をしております。

ところが、この中核となるべき消防団員の数が皆様のご承知のように減少し続けております。

去年は、全国で約1万5千人を超える減少となった。そのうえで

（「これ、議案書の何ページのことですか。議案書の何ページのことですか。予算書の何ページのことを言われているのですか。」と呼ぶ者あり）

○5番（石井秀夫君）いや、これは、連携の話ですから、全体の話ですから。

（「予算書と関係ないのですか。」と呼ぶ者あり）

○5番（石井秀夫君）関係あります。

（「何ページですか。」と呼ぶ者あり）

○5番（石井秀夫君）これは全体の話です。

連携の話ですから。

議長、よろしいですか。

○議長（吉富巧君）はい、どうぞ。

○5番（石井秀夫君）今、消防団は全国で75万人を切ったというふうに申し上げております。

私ども、久留米広域消防本部の管内において、4市2町におきましても消防団員の確保に大変ご苦労されていると聞いております。

今後も、全国的に消防団員の減少を避けられないと考えております。

その中で、昨年1月1日16時過ぎに起きました能登半島地震、震度7を計測したということでもあります。

大混乱のお正月となりましたけれども、輪島市の通称輪島朝市通りの火災におきましては、地元消防本部と消防団による懸命の消防、消火活動が行われました。

断水で消火栓は使用不可、また、家屋の倒壊で使えない防火水槽等がある中、河川や海水等で放水をし、延焼阻止に大きく寄与したということでもあります。

また一方で、珠洲市の消防団員山根純一さんは、石川県消防団活動発表会におきまして能登半島地震での教訓と決意と題し、見事にその活動内容で優秀賞を受賞されました。

地域が地震で孤立、発災後3日間停電や電話不通、そして余震の恐怖の中で地域の人々を励まし、消防団員として見事地域の住民を守り抜いたということでもあります。

私も能登に3回に分けてボランティアに出向いてまいりましたがけれども、消防

の活動をそこで見聞きをし、地域を知り尽くしている消防団員と常備消防との連携がこれまで以上に重要になっていると感じることでありました。

そこでお尋ねをいたしますけれども、災害が多発する近年、久留米広域消防では消防団をどのように位置付けがされているのか、どのように連携を進めていらっしゃるのかお答えください。2点目です。

○議長（吉富巧君）石井議員に申し上げます。質問は端的にお願いします。

○5番（石井秀夫君）はい。

2点目です。令和3年3月から新たに運用のNET119緊急通報システムについてお尋ねをいたします。NET119通報は、聴覚や発話機能等の障害があり音声での119番通報が困難な方の火災や救急の緊急通報システムであります。その登録者がどのように今、推移をしているのか。その利用状況がどのようなのかお答えをください。以上の2点です。

○救急防災課長（村田康裕君）議長。

○議長（吉富巧君）村田救急防災課長。

○救急防災課長（村田康裕君）救急防災課長の村田でございます。

消防団の位置付けと消防団との連携についてお答えさせていただきます。

消防団につきましては、消火活動にとどまらず要救助者の検索救助活動や危険箇所の警戒活動、防火思想、応急手当の普及など、幅広い活動に従事されております。

また、消防署に常駐する消防職員とは異なり、火災や大規模災害発生時には、自宅や職場から迅速に現場へ駆けつけるなど、即応力を有するとともに、地域の事情に精通した存在でありまして、住民の安心安全を守る上で、重要な役割を担われているものと考えております。

消防団との連携強化の取組として、消防団との合同訓練において、従来から実施しています積土のう工法などの水防訓練、建物火災や山林火災などの消火訓練に加え、令和5年7月に田主丸町竹野で発生しました土砂災害をはじめとする近年の災害発生状況等を踏まえた大雨災害、地震災害救出訓練や建物構造の変化に対応する放水技術研修などを新たに取り入れるなど、更なる連携強化に努めているところでございます。

以上でございます。

○情報指令課長（上野卓慈君）議長。

○議長（吉富巧君）上野情報指令課長。

○情報指令課長（上野卓慈君）情報指令課長の上野でございます。

NET119緊急通報システムの登録者の現状と利用状況についてお答えいたします。

NET119緊急通報システムにつきましては、音声による119番通報が困難な聴覚言語機能障害の方が携帯電話やスマートフォンなどのインターネットを利用できる端末から、文字対話方式、いわゆるチャット方式で通報できるシステムでございます。

また、GPS測位機能により、通報者の位置情報が確認できますので、災害地

点の特定などが可能となり、全国で利用することができるものでございます。

登録者数と利用状況でございますが、NET119の利用には、事前登録が必要となっております。令和6年末の久留米広域消防本部管内の登録者数は97名となっております。

利用状況につきましては、筑後地域消防指令センター管内で、令和5年に5件、令和6年に3件の通報実績があり、すべてが救急事案に関する通報となっております。

以上でございます。

○5番（石井秀夫君）議長。

○議長（吉富巧君）石井秀夫議員。

○5番（石井秀夫君）お答えありがとうございました。

今一度、お尋ねいたします。

消防団との連携についてであります。

消防団はご存じのように地域に密着性があり、要員動員力、これは常備消防の約5倍と言われています。

そして即時対応力に優れていることは、皆様ご案内のとおりであります。

消防団がその実力を発揮するためには、訓練と同時に正確な災害情報が必要であると考えます。

実際の災害現場において、どのように情報の共有を行っているのか、お答えいただきます。

2点目のNET119緊急通報システムです。

障害を持つ方々にとって、火災や救急の通報がいつでもどこでもできることで、安心して安全な生活に寄与していると私は考えます。

便利で大切なNET119緊急通報システムの周知、アナウンスはどのように進めていらっしゃるのか。

そして、その周知、アナウンスは常に継続して進めていくことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

お答えください。

○救急防災課長（村田康裕君）議長。

○議長（吉富巧君）村田救急防災課長。

○救急防災課長（村田康裕君）災害現場における情報共有についてお答えいたします。

火災などの災害時には、常備消防が現場指揮本部を設置し、活動の指揮統制を行っております。

その際、消防団の指揮者も指揮本部に集結し、活動方針や役割分担などの情報を共有しながら、円滑な連携を図っているところでございます。

その他にも連絡手段の一つとして、常備消防の指揮隊は、構成市町の消防団が使用する簡易デジタル携帯無線機やIP無線機を保有しておりまして、携帯電話が使用できない場合でも情報共有が可能な体制を整えております。

また、大規模災害が発生するおそれがある場合には、消防団をはじめとする防災関係機関との情報共有を密にするため、状況に応じて、総合支所を含む各構成

市町へパソコンや携帯電話を携行した災害対策情報連絡員を1名から2名派遣し、災害対応に関する調整や災害発生状況等の情報共有を行っているところです。

以上でございます。

○情報指令課長（上野卓慈君）議長。

○議長（吉富巧君）上野情報指令課長。

○情報指令課長（上野卓慈君）NET119の周知方法についてお答えいたします。

NET119の周知方法につきましては、令和3年3月の運用開始にあたりまして、管内の福祉部局への説明、申請書の設置及び広報等の調整を行っております。

広報につきましては、筑後地域消防指令センターと消防本部のホームページに利用案内を掲載するなど、聴覚言語機能障害の方に対しまして事前登録を推奨しております。

また、定期的に構成市町の広報誌にNET119の登録に関する案内を掲載するとともに、構成市町の取組に併せまして、聴覚言語障害者団体に対する防火指導または総会等において、NET119の説明を実施しているところでございます。

今年度につきましては、4月に久留米市ろうあ協会の定期総会に出向きまして、NET119の説明を実施させていただいたところ、多くの聴覚言語機能障害の方にNET119の登録をいただいたところでございます。

今後につきましても、より多くの聴覚言語機能障害の方に登録利用していただけますよう、管内の福祉部局と連携いたしまして、各種団体に対するNET119の説明会の実施や効果的な広報の展開など、更なる普及に向けた取組を実施、継続してまいります。

また、消防団との連携といった観点からの質問がございましたが、地域に密着した活動をされている消防団の方々と協力しながら、NET119をはじめ、音声以外の119番通報手段につきまして、周知を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉富巧君）よろしいですか。他にございませんか。

（江藤芳光議員が手を挙げる）

○13番（江藤芳光君）13番。

○議長（吉富巧君）13番、江藤芳光議員。

○13番（江藤芳光君）それでは質問を一点のみさせていただきたいと思います。

その内容は、消防のハラスメントについてお伺いしたいと思います。

当初予算の中の質問になりますが、この質問の項目については、特別会計の38ページ、人材育成事業の中の職員研修委託料ということでご理解をいただければと思います。

近年、全国的に自治体でのハラスメント問題が台頭いたしております。今日の朝刊も社会面では福岡県下の自治体の記事が、西日本新聞には連日のように出ている状況でもございます。

その中で、特に自衛隊、警察、消防などの階級制度の組織体が取られていると

ということが、一昨日、今月の１７日の社会面の記事に大きく出ておりましたので、その件について、久留米広域消防本部の実態の確認をお伺いさせていただきたいというのが主旨でございます。

新聞の切抜きを持ってきておりますので、消防ハラスメント横行、この全国各地の消防本部や消防署で、２０２３年度に、暴力や性的嫌がらせなどのハラスメント行為が少なくとも１７６件発生し、幹部級を含む２０６人が懲戒処分されていたという記事でございます。

なお、大きな見出しとして、閉鎖的な職場、退職相次ぐということでございまして、総務省消防庁がアンケートで分析した結果がこの記事になっているということも書かれておりますが、結果として、総務省消防庁は１月２９日付で各都道府県の消防担当部署などに予兆の早期発見や研修を呼びかけたとあります。

その結果において約８割の消防本部で研修を実施しているが、不祥事は後を絶たないというふうな記事になっているところでございます。

そういうことで、ちょっと気になる現実でありまして、久留米広域消防本部ではそういうことはないというふうに思っておりますけれども、現状における久留米広域消防本部によるこのハラスメント的な事案についての現状、そして総務省消防庁からの指導通知等による防止対策をどのようにやっているのかをお伺いさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○人事研修課長（長谷義君）議長。

○議長（吉富巧君）長谷人事研修課長。

○人事研修課長（長谷義君）人事研修課の長谷でございます。

ハラスメントの実態と防止の取組についてお答えしたいと思います。

結論から申しますと、当消防本部において、ハラスメントとして認定した事案についてはございません。

しかしながら、当消防本部においては、平成２９年度からハラスメント防止対策に取り組んでおりまして、その対策の一つとして、アンケート調査を実施しております。

令和５年度の調査では、ハラスメントを受けたと感じた職員が全体の８．４％おりました。

これはハラスメントまでには至らずとも、放っておけばハラスメントになりかねない要因であると強く懸念をしているところでございます。

ハラスメントを防止するためには、このような要因を無くしていくことが重要だと考えているところでございまして、現在は、令和２年６月に施行されましたパワハラ防止法の内容を踏まえた取組を進めながら、管理監督職を中心に、職員が安心して勤務できる環境づくり、良好な職場環境の確保に努めているところでございます。

また、当消防本部の取組としましては、このパワハラ防止法の内容を踏まえまして取組を進めているところでございます。

具体的な取組としては、トップメッセージとしての消防長からのハラスメント防止宣言の発出、それからハラスメント防止に関する要綱や当消防本部の懲戒処



分の指針を策定しまして、実効的に取り組むための体制の整備をしております。

また、定期的にアンケート調査を実施し、必要に応じて関係職員への聞き取り等を実施し、現状の把握と適切な対応に努めているところでございます。

相談窓口につきましては、職員が相談しやすい環境を作るために、消防本部、それから各署に相談員を配置するとともに、外部窓口として組合事務局及び嘱託産業医にも相談員を委嘱し、相談体制の充実を図っているところでございます。

職員の研修に関しましては、ハラスメント相談員に対する研修や公務員倫理研修、OJT研修、さらには専門の外部講師による職員研修等を実施しまして、職員の意識向上に努めておりまして、これらの取組を実施しながら、より効果的で実効性のある制度へ常に見直しを図りながら、ハラスメントの防止に努めているところでございます。

以上でございます。

○13番（江藤芳光君）理解しました。ありがとうございました。終わります。

○議長（吉富巧君）よろしいですか。他にございませんか。

（新原善信議員が手を挙げる）

○議長（吉富巧君）11番、新原善信議員。

○11番（新原善信君）小郡の新原でございます。

議席番号11番でございます。

私からは、小郡の三国出張所の人員体制についてご質問いたします。

昨年、8月22日のこの議会でも質問をいたしました。

どういうことかと申しますと、三国出張所がございますが、救急隊は3名、消防隊が2名の5名体制となっております。他の消防署は、救急は3名、消防は3名の6名体制となっております。三国出張所の場合は、5名兼務というような体制で今の業務にあたっているわけですが、これについては地元から対応が十分にできるだろうかという不安の声がありまして、ぜひこれをですね、他の消防署と同じように3人、3人の6名体制にもっていただいて、こういう質問をさせていただいていたところなんです、その後ですね、執行部としては、どのような検討がなされてきたかについて、再度、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

○消防次長（服部辰典君）議長。

○議長（吉富巧君）服部消防次長。

○消防次長（服部辰典君）消防本部次長の服部でございます。

三国出張所の人員体制についてお答えいたします。

まず、当消防本部における火災等の災害対応についてですけれども、広域化のメリットを活かして、管内のどの場所においても同様の消防力が確保できるように、各署所から出動を行っているところでございます。

現在、消防力の向上と組織強化を目的として進めている増員につきましては、令和2年に策定した定員管理計画に基づき、前計画から引き継がれた一部未専従の救急隊の専従化と消防隊の車両搭乗人員4名体制の実現に向け、計画的に取り組んでいるところでございます。

この定員管理計画を進める上で、今年度末で5年が経過しようとしています、以前から当消防本部が抱えているそのほかの課題として、指揮隊の車両搭乗人員の不足、救助隊の未専従及び車両搭乗人員の不足、専任予防要員の不足、男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境の整備並びに育児休業の取得率の向上等の問題もございます。

そういった中において、三国出張所の勤務体制につきましても、三井消防署管轄内における災害の発生状況や救急出動状況、地理的状況等を分析し、将来的な消防需要の変化等も十分に見据えながら、当該圏域の消防署、出張所体制の最適化について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(新原善信議員が手を挙げる)

○議長(吉富巧君) 11番、新原善信議員。

○11番(新原善信君) 今年、令和7年が定員管理計画の中間見直しというようなことを伺っているわけですが、それに際してですね、現況どういうふうになっているかをもとにというご答弁がありました。

調べてみますとですね、救急が三国出張所ですよ。

三国出張所のところでは、令和2年769件、令和6年1,222件、2倍とは言いませんけれども、相当な増え方ですね。

なぜこういうことが起こっているかと言いますと、ここは小郡市の人口の約6分の1、1万人を超える方々がお住まいになっておられて、その地域がですね、団地ですから一遍に高齢化が進んでいるんですね。

これに伴って、救急の出動回数が増えているのではないかということが予想されるわけです。

そういうこともございます。

先ほどのご答弁にもありましたように、他の所は消防隊4名体制にしていこうというような話もありますので、ぜひここはですね、今年度の見直しの段階で、この実態に即した見直しをやっていただきたいと思うんですが、こういった救急はですね、ものすごい勢いで増えているということはどういうふうに認識をしておられますか。

○議長(吉富巧君) 服部消防次長。

○消防次長(服部辰典君) 三国出張所管内では、確かに救急件数は年々増加をしていると認識をしております。

ただ、三国出張所は5名勤務体制を取っておりまして、三国出張所は5名勤務で先発した災害ですね、こちらの方に全力投球をやって、火災の場合は5名で対応、救急の場合は3名で対応して、2名残留としておりますので、2名で災害対応、その他の隊にあっては他の署所から活動をするようにしておりますので、現状では消防力としては十分だと考えております。

以上です。

○議長(吉富巧君) 11番、新原善信議員。

○11番(新原善信君) はい、実は今朝、私が三国出張所に行ったんですが、災害が

あって留守でした。

それで、本部に問い合わせしたところですね。「救急出動しています。5人全員出ています。」ということだったんですね。

この時に何事が起ったら一体どうするんですかと尋ねると、「本署からあるいは違うところからですね、それに対して体制を取っております。」と言われたけれども、やはり不安に思うわけであります。

こういう事、こういう事実があるというのを十分認識していただきながら、今一度回答していただければと思いますが、いかがですか。

○議長（吉富巧君）服部消防次長。

○消防次長（服部辰典君）はい、確かに、救急で救急車と消防車が出動して、残留者ゼロというのがあります。それはどこの出張所でも同じことであります。P A連携と言いまして、重症患者とか高層階に傷病者がおられる場合には、消火隊のほうも出動して活動しておりますので、どこの署所でもそういう仕組みはありますので、その隊が出動できなければ、この場合も署からですね、同じ消防力を投入して災害対応しているところでございます。以上です。

○議長（吉富巧君）はい、よろしいですね。

他にございませんか。

はい、それではですね、他にないようですので、これより討論を行います。

討論はありませんか。

（石井秀夫議員が手を挙げる）

○議長（吉富巧君）5番、石井秀夫議員。

○5番（石井秀夫君）はい、賛成の立場から討論させていただきますが、先ほど消防団との連携のことについてお尋ねをしております。

これまで常備消防と非常備の消防、日頃から訓練に訓練を重ねて、いざという時のために備えていくということで繰り返してこられた、そしてそれを積み上げたものがあって、私も消防団員として一緒に常備消防の皆さんと訓練をさせていただいて、そういうものを進化させていく中で、しかし先ほども少しお話ししましたけれども、災害が非常に大きくなっている、あるいは災害が広範囲に広がっていくというような事実もございますので、さらなる連携を取り組むというものが、私は、必要だろうと思う中で質問させていただきました。

一つだけ提案といいますか、あるのは、今、常備消防の方でドローンを活用されております。

こういうものをやはり消防団と一緒に訓練の中で取り上げていただく。

そしてそのドローンを使った技法でありますとか、そういうものを消防団と共有をしていく、ということで、私は、災害対応の力、そういうものが互いに大きく広くつながっていくのかなという気がしておりますので、今後そういう訓練におきまして新しい機材を活用した訓練というものは、ぜひ視野に入れてお願いをしていきたいと考えております。

それから、NET 119緊急通報システムであります。

先ほどもお回答いただきましたけれども、これも私は、地域の人を一番知って

いる、地域の人のそれぞれのことを分かっている消防団と一緒に、このN E T 1 1 9 緊急通報システムがせつかくあるわけですから、登録者を増やしていく。

少し調べさせていただきましたけれども、この聴力に障害がある方、そして言語の部分で障害をお持ちの方、管内では数百人あるいは千人に近い方が生活をしていただいているという数字もございますので、今登録をいただいている数では、あまりにも少なすぎるのではないかとということでございますので、ぜひ消防団の力を一緒に、広報あるいは啓発に努めていただきたいと考えております。

以上、討論終わりますけれども、今後とも地域を守る、そして市民を守るという思いは消防団と一緒にありますので、連携をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉富巧君）他に討論、ございませんか。

（佐藤晶二議員が手を挙げる）

○議長（吉富巧君）7番、佐藤晶二議員。

○7番（佐藤晶二君）7番、久留米市議会佐藤でございます。

私は賛成の立場で討論いたしますが、先ほど新原議員からのお話がありましたように、やはり消防団員が非常に不足している。

人口減少になっている中で、それを補うためにはやはり消防職員を増やさざるを得ない、増額で大変なのであれでしょうけれども、本年度は、これ仕方ないとしても、やはり救急並びに消防の中の考え方としては、450名をもっと増やす、定員管理の計画を今一度見直す時期が来ているのではないかと思いますので、ぜひとも検討していただきますように賛成をいたしますが、お願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（吉富巧君）はい、他にございませんか。

それでは討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第3号議案から第5号議案までの各会計予算を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第3号議案から第5号議案までの3件は、いずれも原案のとおり可決されました。

---

## ◎ 日程第9 第6号議案

○議長（吉富巧君）次に、日程第9、第6号議案「財産（水槽付き消防ポンプ自動車）の取得の一部変更について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第6号議案「財産（水槽付き消防ポンプ自動車）の取得の一

部変更について」、提案理由を申し上げます。

本件は、令和6年第2回組合議会定例会において議決をいただいたわけであり  
ますが、財産水槽付き消防ポンプ自動車の取得については、令和6年度内の取得  
が困難となったために、取得及び支払い年度を令和7年度へ変更しようとするも  
ので、ご理解の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉富巧君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第6号議案を、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第6号議案は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎ 日程第10 第7号議案

○議長（吉富巧君）次に、日程第10、第7号議案「刑法等の一部を改正する法律の  
施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第7号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整理に関する条例の制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、  
代わりに拘禁刑が創設をされることに伴い、条文中の用語の整理を行うため、関  
係条例の一部を改正しようとするものでございます。

ご理解の上、ご審議をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（吉富巧君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第7号議案を、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎ 日程第11 第8号議案

○議長(吉富巧君) 次に、日程第11、第8号議案「久留米広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長(原口新五君) 第8号議案「公平委員会委員の選任について」、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、当組合の公平委員会委員であります田中鈴子氏の任期が今年度末をもって満了となりますことから、その後任の委員として、八尋幹夫氏を選任しようとするものであります。地方公務員法の規定により、議会の同意を求めるものでありますので、何卒、ご賛同の上、お願い申し上げます。

○議長(吉富巧君) 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第8号議案を、同意することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第8号議案は、同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

本議会において議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

---

◎ 閉 会

○議長（吉富巧君）以上で、本議会に付議された案件は、全部終了いたしました。

よって、令和7年第1回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。

---

＝午後4時24分閉会＝

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員